

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則事業者設定基準届出書

経料発 2 第 13 号

令和 2 年 7 月 28 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金 子 禎 則

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則	
第 2 6 条の 3 第 8 項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

(別 紙)

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第26条の3第8項関係]

変動額認可料金は、以下のとおり設定する。

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第25条第3項の規定により設定した送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準を基に、料金率は、三需要種別ごとの特別変動可変費に準拠し、使用電力量あたりの負担が等しくなるよう設定する。また、定額制は、電気の使用形態を勘案し設定する。